

## 公益社団法人大谷保育協会保育心理士規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人大谷保育協会が認定する保育心理士に関する事項について定める。

(業務)

第2条 保育心理士は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 乳幼児及び保護者への相談及び指導
- (2) 保育者への相談及び指導
- (3) その他必要な事項

(守秘義務)

第3条 保育心理士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育心理士でなくなった場合も同様とする。

(資格)

第4条 公益社団法人大谷保育協会（以下「協会」という。）は、保育心理士（一種、二種）の資格及び称号を授与する。

第5条 保育心理士（一種）とは、次の各号の一に該当する者であって、協会の認定を受けた者とする。

- (1) 基礎資格の実務経験が3年以上ある者で、協会が行う保育心理士資格取得講座を修了した者
- (2) 協会が認可した学事施設等で設置された保育心理士資格養成課程（一種）を修了し、修了時点で基礎資格の実務経験が3年以上ある者
- 2 前項の課程修了者で、実務経験が3年未満の者の認定については、別に定める。
- 3 基礎資格については、別表第1号のとおりとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、称号を授与することが適当であると保育心理士資格認定委員会において認定された者についても、保育心理士（一種）とする。

第6条 保育心理士（二種）とは、協会が認可した学事施設等に設置された保育心理士資格取得課程（二種）を修了し、協会の認定を受けた者とする。

- 2 前項の資格を取得した者は、基礎資格の実務経験が3年経過した後、申請により前条に定める保育心理士（一種）となることができる。

(有効期限)

第7条 第5条第1項に定める保育心理士（一種）のおよび第6条第1項に定める保育

心理士（二種）の有効期限は、５年間とする。

２ 資格の更新については、別に定める。

（保育心理士資格認定委員会）

第８条 保育心理士の資格取得及び認定等に関する必要な業務を行うため、保育心理士資格認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２ 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

（保育心理士会）

第９条 保育心理士の育成及び資質向上を目的として、保育心理士会を置く。

２ 保育心理士会に関する必要な事項は、別に定める。

（事務）

第１０条 保育心理士に関する事務は、公益社団法人大谷保育協会事務局が行う。

（変更）

第１１条 この規程を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

この規程は、理事会の承認を得た日（２０００年４月２０日）から施行する。

#### 附 則

１ この規程は、理事会の承認を得た日（２００１年１２月２６日）から施行する。

２ この規程施行の際、従前の規程により授与された保育心理士の称号は、この規程による保育心理士（一種）の称号とみなす。

#### 附 則

１ この規程は、理事会の承認を得た日（２００４年７月２２日）から施行する。

#### 附 則

１ この規程は、理事会の承認を得た日（２００８年７月２２日）から施行する。

#### 附 則

１ この規程は、理事会の承認を得た日（２０１４年５月１５日）から施行する。

#### 附 則

１ この規程は、２０１６年９月２６日から施行する。

#### 附 則

１ この規程は、理事会の承認を得た日（２０１７年５月１６日）から施行する。

#### 附 則

１ この規程は、理事会の承認を得た日（２０１７年８月３０日）から施行する。

#### 附 則

１ この規程は、理事会の承認を得た日（２０１８年５月１５日）から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、理事会の承認を得た日（２０２２年５月１９日）から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、理事会の承認を得た日（２０２３年５月１６日）から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、理事会の承認を得た日（２０２５年５月１４日）から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、理事会の承認を得た日（２０２６年５月１２日）から施行する。

別表第１号

保育心理士（一種）基礎資格

|                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育士、幼稚園教諭、小中高教員、特別支援教員、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、管理栄養士、栄養士、看護師、准看護師、医師、薬剤師、司書教諭、学校心理士、認定心理士、臨床発達心理士、養護教諭、児童指導員 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|